

平成 3 0 年 度
(2 0 1 8 年 度)

監 査 報 告 書

一般会計・特別会計定期監査
(財務・工事)

熊本市監査委員

熊 監 発 第 000029 号

平 成 31 年 (2019 年) 4 月 23 日

熊本市監査委員 鈴 木 弘

熊本市監査委員 齊 藤 聰

熊本市監査委員 池 田 泰 紀

熊本市監査委員 高 島 剛 一

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年度(2018年度)の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）します。

目 次

【定期監査（財務）】

1	監査の対象	3
2	監査の着眼点	3
3	監査の主な実施内容	3
4	監査の実施場所及び日程	3
5	監査の結果	
	（共通事項）	3
	〔指摘事項 1〕 支出の切り分け（分割発注）について	
	〔指摘事項 2〕 電気料金の徴収漏れについて	
	（局別事項）	6
	会計総室	6
	政策局	6
	〔指摘事項 3〕 旅費の日当の支給誤りについて	
	総務局	7
	財政局	7
	市民局	7
	〔指摘事項 4〕 予定価格が容易に推測できる仕様書の記載について	
	健康福祉局	8
	環境局	8
	〔指摘事項 5〕 業務委託契約の未締結について	
	経済観光局	8
	〔指摘事項 6〕 補助金交付確定事務の未執行について	
	〔指摘事項 7〕 行政財産使用料の算定誤りについて	
	〔指摘事項 8〕 都市公園使用料の算定誤りについて	
	農水局	10
	都市建設局	10
	東区役所	11

北区役所	11
[指摘事項 9] 予定価格を超過した契約締結について	
消防局	11
教育委員会事務局	11
[指摘事項 10] 災害共済給付金の支払額の誤りについて	
[指摘事項 11] 災害共済給付金の支払及び学校施設使用許可の手續等の不備について	
[指摘事項 12] 学校施設使用許可及び使用料減免に関する書類の未作成について	
[指摘事項 13] 雑費会計の預金口座の開設等について	
監査事務局	15
人事委員会事務局	15
熊本市選挙管理委員会事務局	15
東区選挙管理委員会事務局	15
北区選挙管理委員会事務局	15
農業委員会事務局	15
6 意見	16
7 テーマ監査	18
資料 市機構図及び実地監査の対象部署	20

【定期監査（工事）】

1	監査の対象	25
2	監査の着眼点	25
3	監査の主な実施内容	25
4	監査の実施場所及び日程	25
5	監査の結果	
	都市建設局	26
	〔指摘事項 1〕 契約変更に係る事務要領の改訂について	
資料	工事監査実施一覧表	27

(注 意 事 項)

各表中の比率は、原則として小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで表示した。したがって、比率の合計と内訳の計が一致しない場合がある。

また、表中の符号は次のとおりである。

- 「 0 . 0 」 該当数値はあるが、単位未満のもの。
- 「 — 」 該当数値がないか、またはあっても比率が 1,000%以上
もしくは、指数が 1,000 以上のもの。
- 「 △ 」 マイナスのもの。

(関 係 条 文)

・ 地方自治法第 199 条第 1 項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

・ 地方自治法第 199 条第 4 項

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。

・ 地方自治法第 199 条第 9 項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

定期監査（財務）

1 監査の対象

会計総室、政策局、総務局、財政局、市民局、健康福祉局、環境局、経済観光局、農水局、都市建設局、東区役所、北区役所、消防局、教育委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、熊本市選挙管理委員会事務局、東区選挙管理委員会事務局、北区選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局のうち、資料(1)の市機構図中□で囲んでいる課等。

2 監査の着眼点

別に定める監査等の着眼点に基づいて実施した。

3 監査の主な実施内容

今回の監査は、平成30年(2018年)9月末日現在における資料の提出を求め、財務に関する事務のうち、主として予算の執行状況、契約事務、財産の管理等について書類審査し、必要に応じて関係職員に質問するなどの方法で実施した。加えて、マニュアルの運用状況等についてをテーマとし実施した。

4 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査対象課(室)及び監査事務局

(2) 監査の日程

平成30年(2018年)9月10日から平成30年(2018年)9月13日まで(小中学校)

平成30年(2018年)11月30日から平成31年(2019年)3月8日まで(小中学校以外)

5 監査の結果

(共通事項)

[指摘事項1] 支出の切り分け(分割発注)について：税制課、生活安全課、東区役所総務企画課、消防局管理課、教育委員会事務局教職員課

支出の切り分け(分割発注)については、平成27年度(2015年度)、平成28年度(2016年度)、平成29年度(2017年度)の定期監査においても各課に対し共通の意見を表

明し、適正な事務の執行を要請していたが、今回も次のような事項が見受けられた。

なお、物品購入の各課執行上限金額について、平成30年度(2018年度)から従来の5万円が10万円に変更されている。

・平成30年度(2018年度)の「熊本市歳入金預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」の印刷製本について、7月13日に2件分の納品があり、それぞれ150冊が98,820円で納品されていた。また、契約政策課への物品購入依頼を経て8月20日に納品された600冊の額は166,665円であり、単価で比較すると物品購入依頼を行ったほうが経費節減となっていた。

(税制課)

・各区の交通指導員に貸与する被服及び装備品について、平成29年度(2017年度)の年度末に反射ベストが3月29日に27枚・計46,656円(中央区・東区・西区・南区分)、3月30日に16枚・計27,648円(北区分)、平成30年度(2018年度)においては8月3日に雨衣が22着・計95,040円、8月10日に雨衣18着及び警笛40個・計90,720円がそれぞれ購入されていた。

(生活安全課)

・ハンド型ミニメガホンについて、平成29年度(2017年度)の年度末に事務用品と一緒に同一事業者から同時期に複数回に渡って次のように購入されていた。

見積日	金額
①3月27日	45,230円(6台)
②3月27日	48,956円(6台)
③3月28日	44,982円(5台)
④3月29日	43,524円(5台)
⑤3月30日	49,766円(6台)
⑥3月30日	37,692円(5台)
⑦3月30日	49,161円(5台) ※ ()内は購入台数

(東区役所総務企画課)

・平成29年度(2017年度)の年度末において、同時期に次のように物品が購入されていた。

【公印】(異なる事業者から購入)

見積日	金額
①3月20日	49,140円(消防長印)(新調伺:2月23日)

②3月20日 49,950円（出納員印）（新調伺：3月 8日）

【リサイクルトナー】（同一事業者から購入）

①3月26日 49,939円

②3月27日 49,572円

③3月28日 49,572円

（消防局管理課）

・平成29年度(2017年度)の年度末にそれぞれ同一事業者から同時期に複数回に渡って次のように物品が購入されていた。

【リサイクルトナー等】

見積日	物品	金額
①3月13日	トナー	48,600円
②3月13日	ドラム、回収ボトル	48,556円
③3月14日	トナー、ドラム、回収ボトル	49,777円
④3月14日	ドラム、回収ボトル	49,734円
⑤3月15日	トナー、ドラム	48,816円

【ドッチファイル等】

①3月30日	デスクマット等（ドッチファイル含む）	48,033円
②3月30日	ドッチファイル等	48,195円

【事務椅子】（規格は同一）

①3月 1日	事務椅子2脚	39,960円
②3月 1日	事務椅子1脚	19,980円
③3月12日	事務椅子2脚	39,960円
④3月12日	事務椅子2脚	39,960円
⑤3月12日	事務椅子2脚	39,960円

（教育委員会事務局教職員課）

いずれも各課執行の随意契約により、同じ時期に同様の物品の発注や納品が行われており、故意に契約が細分化され、予算が消化されたものと判断した事案である。物品の購入に当たっては、使用予定及び在庫状況等を確認し年間を通じた購入計画を立て、契約政策課に物品購入依頼をして入札又は見積合わせを行うなど、競争性の担保及び経済性の確保を図った適正な事務の執行となるように改められたい。

〔指摘事項２〕電気料金の徴収漏れについて：子ども支援課、必由館高等学校

行政財産の使用許可を受け自動販売機を設置している使用者から電気料金を徴収している部署において、次のような事項が見受けられた。

- ・平成29年度(2017年度)子ども文化会館売店使用料のうち自動販売機の電気料金において、算出方法については、九州電力の電気料金シミュレーションを用い使用者から電気料金を徴収しているが、その料金のうち「再エネ賦課金」の徴収が行われていなかった。

(子ども支援課)

- ・必由館高校の自動販売機（全4箇所）の電気料の算出方法については、九州電力の電気料金シミュレーションに基づいておらず、別途算出式を用いた額で使用者から電気料金を徴収しており、その料金のうち「再エネ賦課金」の徴収が行われていなかった。

(必由館高等学校)

自動販売機の電気料金算定については、行政財産の使用許可の事務を所管していた管財課長から九州電力の電気料金シミュレーションに基づき算定するよう通知が発出されているので、正しい算定方法に基づき徴収するよう改められたい。

また、再計算を行い不足が生じたものについては、使用者に丁寧な説明を行い、適切に処理されたい。

(局別事項)

○会計総室

適正に執行されているものと認められた。

○政策局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

〔指摘事項３〕旅費の日当の支給誤りについて：秘書課

旅費の日当は、昼食の提供を受けるときは減額調整が必要となるが、担当課が調整に必要な情報を旅行計画書に記載していなかったため減額調整がなされていなかった。

また、熊本市職員等の旅費計算等業務の受託事業者（以下「受託事業者」という。）が旅費計算内訳書を作成する際に、誤って下位の旅費区分を適用し日当を少なく計算していたにもかかわらず、担当課もこれに気付かないまま旅費が支給されていた。

受託事業者が正確に旅費を計算できるよう、会議の開催通知等を十分に確認し、旅費の調整が必要となる情報は、旅行計画書に漏れなく記載されたい。

加えて、旅費計算内訳書の内容は、担当課の責任において確認し正確な旅費の支給を行われたい。

また、過不足となった日当については、適切に対応されたい。

参考：旅費事務の手引きP.8

○総務局

適正に執行されているものと認められた。

○財政局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、共通事項として記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

○市民局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項及び共通事項として記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

〔指摘事項４〕予定価格が容易に推測できる仕様書の記載について：人権推進総室

多文化共生事業委託において、仕様書の「9 委託契約の条件」に「金額 490,000 円を上限とする。」と記載されており、この金額は予定価格と同額であった。

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合に、契約金額を決定するための

基準としてあらかじめ作成する価格であり、熊本市契約事務取扱規則第8条ただし書に該当するものを除いて厳重に秘密を保持しなければならないとされている。このことを認識し、今後このような取扱いは厳に慎まれない。

参考：契約事務マニュアルP. 15、33～34

○健康福祉局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、共通事項として記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

○環境局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

〔指摘事項5〕業務委託契約の未締結について：北部クリーンセンター

北部クリーンセンター排水汚泥槽清掃業務契約（契約期間：平成30年〔2018年〕4月1日から平成31年〔2019年〕3月31日まで）において、実施伺及び契約締結伺等の一連の契約事務手続は行われていたが、平成30年(2018年)12月27日の監査時点でも契約書が作成されておらず、契約が締結されていなかった。

地方自治法第234条第5項で、普通地方公共団体が契約書を作成する場合においては、普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印をしなければ、その契約は確定しないと規定されている。

今回の件は、契約書（案）は契約締結伺に添付されているものの記名押印された契約書は作成されておらず、契約が未確定の状況で委託業務が実施されており、不適正な業務執行と言わざるを得ない。

関係法令等を遵守され、相手方と早急に契約書を取り交わされたい。

○経済観光局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

〔指摘事項 6〕 補助金交付確定事務の未執行について : 競輪事務所

平成29年度(2017年度)一般社団法人日本競輪選手会熊本支部選手強化費補助金において、補助金交付確定事務が行われていなかった。また、実績報告書は平成30年(2018年)6月15日に提出されていた。

補助金の交付確定は、補助事業完了後に提出された実績報告書が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか否かを審査し、補助金の交付額を確定させる事務であり、概算払を行った場合は、審査の結果次第で補助金を減額し返還させることもあり得るものである。また、支出負担行為をしたものは、同一年度内に履行確認を行わなければ、その当該会計年度の所属区分とならないものである。

補助事業が完了した後は、速やかに補助事業者に実績報告書を提出させるとともに交付確定事務を確実に行われたい。

〔指摘事項 7〕 行政財産使用料の算定誤りについて : スポーツ振興課

平成30年(2018年)5月26日から27日の2日間、行政財産である熊本市総合屋内プールにおいて飲食販売の仮設工作物の目的外使用許可がなされ、使用料1,191円が徴収されていたが、次のような誤りが見受けられた。

① 使用料の額は、熊本市行政財産使用条例（以下「条例」という。）より前年度の固定資産税評価額により使用料を算定することになっているが、前年度（平成29年度〔2017年度〕）の固定資産税評価額ではなく、前々年度（平成28年度〔2016年度〕）の固定資産税評価額が採用されていた。

② 使用料の算定に当たっては「使用期間が1年に満たないものについては、月割りにより計算する。」「使用期間に、1月未満の端数があるときは、その端数については日割りにより計算する。」となっており、使用期間が2日間のため日割り計算が行われているが、5月は日数31日の月であるにもかかわらず月額使用料を30日で除して日割り額を計算されていた。

③ 条例により「使用面積に、1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。」となっており、使用面積20.8平方メートルについて、21平方メートルとして使用料が計算されていたが、関係書類を確認したところ、正しい使用面積は10.4平方メートルであったため、11平方メートルとして使用料を計算すべきであった。

以上のことから、徴収された使用料1,191円は、正しくは592円となり、599円過大徴収となっていた。

なお、同課の平成30年度(2018年度)の行政財産使用料を精査したところ、同様の誤りが多く見受けられた。

特に日割り計算においては、当該月の日数にかかわらず、すべて30日で除されていたため、多くの事案において誤った使用料となっていた。

行政財産使用料の徴収に当たっては、条例に則り正しく算定されたい。

また、再計算を行い過不足が生じたものについては、使用者に丁寧な説明を行い、適切に処理されたい。

[指摘事項 8] 都市公園使用料の算定誤りについて：熊本城総合事務所

平成30年(2018年)4月1日から31年(2019年)3月31日まで熊本城公園内にガス管理設158.5メートルの占用の許可がなされ、使用料77,910円が徴収されていた。

この使用料の算定に当たっては、従前は使用料算定の基礎となる長さについて1メートル未満の端数は1メートルとして計算していたものが、平成30年(2018年)4月1日施行の熊本市都市公園条例の一部改正により、0.01メートル未満の端数は切り捨てて計算することになったにもかかわらず、長さ158.5メートルについて159メートルとし、使用料(1メートル1年につき490円)を乗じ77,910円を徴収していたものである。

このことから、正しくは、158.5メートルに使用料490円を乗じた額77,665円となるが、附則の経過措置の適用により76,320円となり、1,590円の過大徴収となっていた。

なお、同様に、基礎となる使用面積の端数処理の誤りにより、都市公園使用料の過大徴収が本件のほかに2件見受けられた。

都市公園使用料の徴収に当たっては、条例に則り正しく算定されたい。

また、過大徴収分については、使用者に丁寧な説明を行い、適切に処理されたい。

○農水局

適正に執行されているものと認められた。

○都市建設局

適正に執行されているものと認められた。

○東区役所

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、共通事項として記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

○北区役所

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

〔指摘事項 9〕 予定価格を超過した契約締結について：総務企画課

北区役所資源物等収集運搬業務委託（単価契約）において、一月当たりの排出量を提示し、4者から見積書が徴取されていたが、4者とも予定価格を上回った金額の提示であったにもかかわらず、4者のうち最も安価な金額を提示した者と契約が締結されていた。

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合に、契約金額を決定するための基準としてあらかじめ作成する価格であり、契約を行うに当たっては、契約の申し込みをした者から提示された金額がその範囲内でなければ契約の締結をすることができないものである。このことから、本件の場合においては、見積書で提示された金額が4者とも予定価格内に収まっていなかったため、再度、見積書の徴取を行うなどの対応をとるべきであった。

今後は、予定価格の重要性を認識し、契約事務に当たっては十分な確認を行われたい。

○消防局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、共通事項として記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

○教育委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項及び共通事項として記載しているような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項 10] 災害共済給付金の支払額の誤りについて：東部中学校、東町小学校

児童生徒が学校の管理下において負傷等をした場合には、学校の設置者と独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）との契約により、保護者に対して災害共済給付が行われている。

本市における災害共済給付金が支払われるまでの流れは、保護者が学校に提出した書類が健康教育課を経由してセンターに支払請求され、センターで支払の決定がなされた後は、災害共済給付金が健康教育課に送金され、健康教育課が各学校の校長口座に振り込み、学校から保護者に支払が行われている。

このような中、学校から災害共済給付金を保護者へ支払を行った際、次のように支給額を誤っていたものが見受けられた。

支給されていた額	支給すべき額	
10,900円	10,904円	（東部中学校）
6,040円	6,048円	（東町小学校）

現金の取扱については、特に慎重に行うことが必要であり、支払を行う際は、給付金の支給通知書と預金通帳の照合を行うなど正確な支給に努め、適正な事務の執行を行われたい。

[指摘事項 11] 災害共済給付金の支払及び学校施設使用許可の手續等の不備について：教育政策課、教職員課、健康教育課

○災害共済給付金の支払事務及び交通系ＩＣカードの管理において、次のような事項が見受けられた。

- ・災害共済給付金が学校長口座に振り込まれる前に担当職員が現金を立て替えて保護者に支払い、後日立て替えた金額を学校長口座から払い出していた。
- ・災害共済給付金を転校した児童の保護者の口座に振り込んだ際、振込手数料を担当職員が負担したうえ振込領収証を紛失していた。
- ・災害共済給付金を支給した際保護者から徴取する領収書において、日付の記載のないものや実際の支給日と異なる日付が記載されているものがあった。
- ・見学旅行直前にＩＣカードの残高不足に気づいたため、チャージ代の資金前渡手續が間に合わず、職員が代金を立て替えてチャージを行っていた。

支出の方法として、立替払は法令上認められていないことから、立替えを行うことは適正ではない。また、公務における振込手数料を担当職員が負担することも適正ではない。さらに、領収書については支払を証明する証拠書類となるものであることから、その取扱いについては相応の注意が必要である。

これらの多くは前年度の監査において指導をした事項であり、本年度も教育委員会事務局より報告されたような改善が十分に図られているとは言い難い状況である。

このことから、教職員課及び健康教育課は、小中学校における事務処理のさらなる適正化が図られるよう、指導を徹底されたい。

○学校施設の使用許可の手續において、次のような事項が見受けられた。

- ・申請者へ交付すべき熊本市立学校施設使用許可書が、学校内で保管されていた。
- ・熊本市立学校施設使用許可申請書において、日付、学校名等の項目の記載が漏れていた。
- ・熊本市立学校施設使用料減免申請書において、申請者氏名の欄の押印がなかった。
- ・学校施設使用料減免承認伺において、規定金額、減免金額、決定金額、チェック欄の記載がなかった。また、規定金額や決定金額を誤っているものや、誤りを訂正した際の訂正印の押印が漏れていた。
- ・使用料の減免では行事等の内容により、施設使用料を減免しても照明使用料は減免しない場合があるが、根拠が不明のまま照明使用料を減免していた。
- ・熊本市立学校施設使用許可伺において、学校長までの決裁がないまま使用を許可していた。
- ・使用目的により学校長が専決できない場合は、学校長の意見のもと教育政策課長が使用許可を決定するとされているが、この決裁を経ずに許可し学校施設を使用させていた。

学校施設使用許可における事務手續については「熊本市立学校施設使用許可マニュアル」が整備され具体的な事務の流れが示されているにもかかわらず、それを実務担当者が活用しているとは言い難い状況が見られた。

教育政策課は、担当者へマニュアルの周知を徹底し、学校施設使用許可における事務手續が適正に行われるよう指導されたい。

〔指摘事項 1 2〕 学校施設使用許可及び使用料減免に関する書類の未作成について

：桜井小学校

学校施設を使用しようとする者は、熊本市立学校施設使用条例第3条（以下「条例」という。）により、教育委員会に許可の申請をしなければならず、教育委員会は「学校教育に支障がなく、かつ、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認めるときは、施設の使用を許可することができる」こととなっている。

「桜井小学校運動場使用予定（9月）」及び「桜井小学校体育館使用予定（9月）」を確認したところ、ほとんどの使用に関して条例施行規則第4条に基づく熊本市立学校施設使用許可申請書（様式第1号）が提出されておらず、熊本市立学校施設使用許可書（様式第2号）も交付されていなかった。

なお、条例第5条第3項による減免のための条例施行規則第8条に基づく熊本市立学校施設使用料減免申請書（様式第3号）も提出されておらず、使用料の減免の決定もなされていなかった。

また、提出されていた条例施行規則第8条に基づく熊本市立学校施設使用料減免申請書（様式第3号）について監査を行ったが、熊本市立学校施設使用料減免承認伺のそのすべてにおいて、規定金額、減免金額、決定金額の記載がなかった。

学校施設を使用させる場合には、条例施行規則第4条に基づく熊本市立学校施設使用許可申請書（様式第1号）を提出させ、適正に処理されたい。

また、学校施設使用料の減免に当たっては、条例施行規則第8条に基づく熊本市立学校施設使用料減免申請書（様式第3号）を提出させ、使用団体の性格を精査し、減免規定を厳正に適用し、規定金額、減免金額、決定金額を正しく記載し、減免の決定をされたい。

〔指摘事項 1 3〕 雑費会計の預金口座の開設等について：富合中学校

学校では決済用の銀行口座を開設し、扶助費や切手代等の入出金の管理が行われているが、決済用口座に移行する前に発生した預金利息36円が同口座から引き出され、雑費会計という別の口座に移されていた。なお、この雑費会計口座は、金庫内に保管されていた内容不明の謝礼金を管理するために開設したものとのことだった。

決済用口座移行前に発生した預金利息は、公金として取り扱うべきであり、市の歳入として処理されたい。また、口座を開設する場合は慎重に判断を行い、雑費会計な

どの口座を安易に開設することがないように注意されたい。さらに、不明な現金については内容を調査の上、適正に処理されたい。

○監査事務局

適正に執行されているものと認められた。

○人事委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○熊本市選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○東区選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○北区選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○農業委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

6 意 見

○複数単価契約における予定価格の設定方法について：各課共通

複数単価契約における予定価格の設定において、次のような事項が見受けられた。

プロパンガス供給契約

- ・ 予定価格は執行予定総額で設定したのに対し見積書は単価で徴取したため、価格の比較が正しく行われていなかった。
- ・ 予定価格を基本料金及び従量料金の単価で設定したが、基本料金の契約額が予定価格を超えていた。

給食物資契約

- ・ 予定価格は執行予定総額で設定したのに対し見積書は単価で徴取したため、価格の比較が正しく行われていなかった。

廃棄物収集運搬処理業務委託契約

- ・ 予定価格はごみの種類等ごとに単価で設定し、見積書には単価と総額を併記させていた。この場合において、価格競争を総額で行った結果、予定価格との比較が行われず、予定価格を超えていたものがあつた。

単価契約の予定価格は単価により設定するとされているが、複数単価契約の場合は、複数の物品や役務ごとの単価により設定する方法と、複数の単価にそれぞれの予定数量を乗じた額の総額（以下「総額」という。）により設定する方法との二通りが認められている。

まず、予定価格を単価により設定する方法では、予定価格と見積額又は入札額（以下「見積額等」という。）との比較や価格競争は単価で行うため、見積書又は入札書（以下「見積書等」という。）には物品や役務ごとの単価を記入させることとなる。この場合、全てにおいて予定価格の範囲内かつ最も条件のよい単価を提示した者がいれば契約できるが、一部の物品や役務の単価が予定価格の範囲内に収まらなかったり、最も条件のよい単価を提示した者が物品や役務ごとで異なると価格競争ができなかったりするため、不調になる可能性が高いと考えられる。

これに対して、予定価格を総額により設定する方法では、予定価格と見積額等との比較や価格競争は総額で行うため、見積書等には総額を記入させることとなる。物品や役務が多数ある契約でも、この方法であれば予定価格と見積額等との比較や価格競

争が容易となる。なお、あくまでも単価契約であることから、契約金額の基礎となる物品や役務ごとの単価も見積書等に明示させる必要がある。

複数単価契約における予定価格の設定に当たっては、契約の内容に応じた適切な方法を選択されたい。

参照：契約事務マニュアル P. 23、88

○契約書における頁の落丁等の不備について：各課共通

相手方と取り交わされた契約書において、次のような事項が見受けられた。

- ・ 契約書の1頁分が落丁していたもの
- ・ 条の番号が飛んでいたものや重複していたもの
- ・ 条文の中で引用されている条の番号がずれていたもの
- ・ 不要な条文が規定されていたもの

平成29年度(2017年度)の定期監査報告書においては、契約書への仕様書などの附属書類の添付漏れについて意見を表明したが、今回の定期監査においては、契約書本体における不備が見受けられた。これらは、契約締結にかかる決裁過程での確認不足や、決裁が完了した後に契約書を製本する段階での事務処理に誤りがあったことによるものである。

普通地方公共団体を取り交わす契約は、契約書の作成により初めて成立するとされていることから、作成された契約書については、落丁や条の番号誤り等の不備がなく正確な内容であることが不可欠である。

契約書の作成に当たっては、契約書の重要性を十分に認識し、決裁過程における確認はもちろん、相手方と取り交わす前に契約書に不備がないかどうか複数人による確認を徹底されたい。

○薬品の管理状況について：小中学校共通

本年度定期監査対象の小中学校において、理科実験等で取り扱う薬品（毒物、劇物等）の管理状況について確認を行ったところ、薬品庫の施錠については、どの学校においても適正な状態であることを確認できたが、薬品管理簿については、一部の学校で薬品管理簿が備えられていないもの、薬品管理簿は備えられているが活用されていないものが見受けられた。

理科実験等で取り扱う薬品（毒物、劇物等）の管理においては、「管理簿等を備え、保管薬品の品名、量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量を記入するとともに、その確認や照合等を定期的実施すること」（理科における観察・実験にともなう事故防止と安全対策について：指導課通知）とされており、薬品等に対する事故防止や安全管理等の講習会も毎年度実施されているところである。

しかしながら、今回の定期監査において、薬品管理簿の未整備など薬品管理に対する重要性の認識が希薄になっていると感じられる学校が見受けられた。

このようなことから、担当教職員は、薬品管理の重要性を再認識するとともに、盗難や紛失を防止する観点からも薬品管理簿を整備し、日頃から薬品の種類に応じた使用量、残量等の把握かつ定期的な点検等を確実に行われたい。

また、教育委員会事務局においても、学校に対する薬品管理の適正化を図られたい。

7 テーマ監査

○マニュアルの運用状況等について：各課共通

昨年度に引き続き、マニュアルの運用状況等についての聞き取りを実施し、マニュアルの有効性について確認を行った。

その結果、マニュアルが作成されているほとんどの課（室）において、マニュアルが事務処理の中で十分に活用されており、法、規則、要綱等の改正に併せて、更新も行われていたことを確認することができた。

特に、区役所保健福祉の部署では、主務課で業務ごとに財務の処理まで含んだマニュアルが整備されており、各区役所で共通の業務を行う上で重要なものとなっていた。その内容は、事務手順を記載したものに加え、Q&A や事務フロー図、申請書・現金領収書等の記入要領などが理解しやすく表示され、詳細にまとめられていた。

また、土木センターでも、各種証明書交付関係の対応マニュアルが主務課で作成され、各土木センターが事務処理にあたっていた。

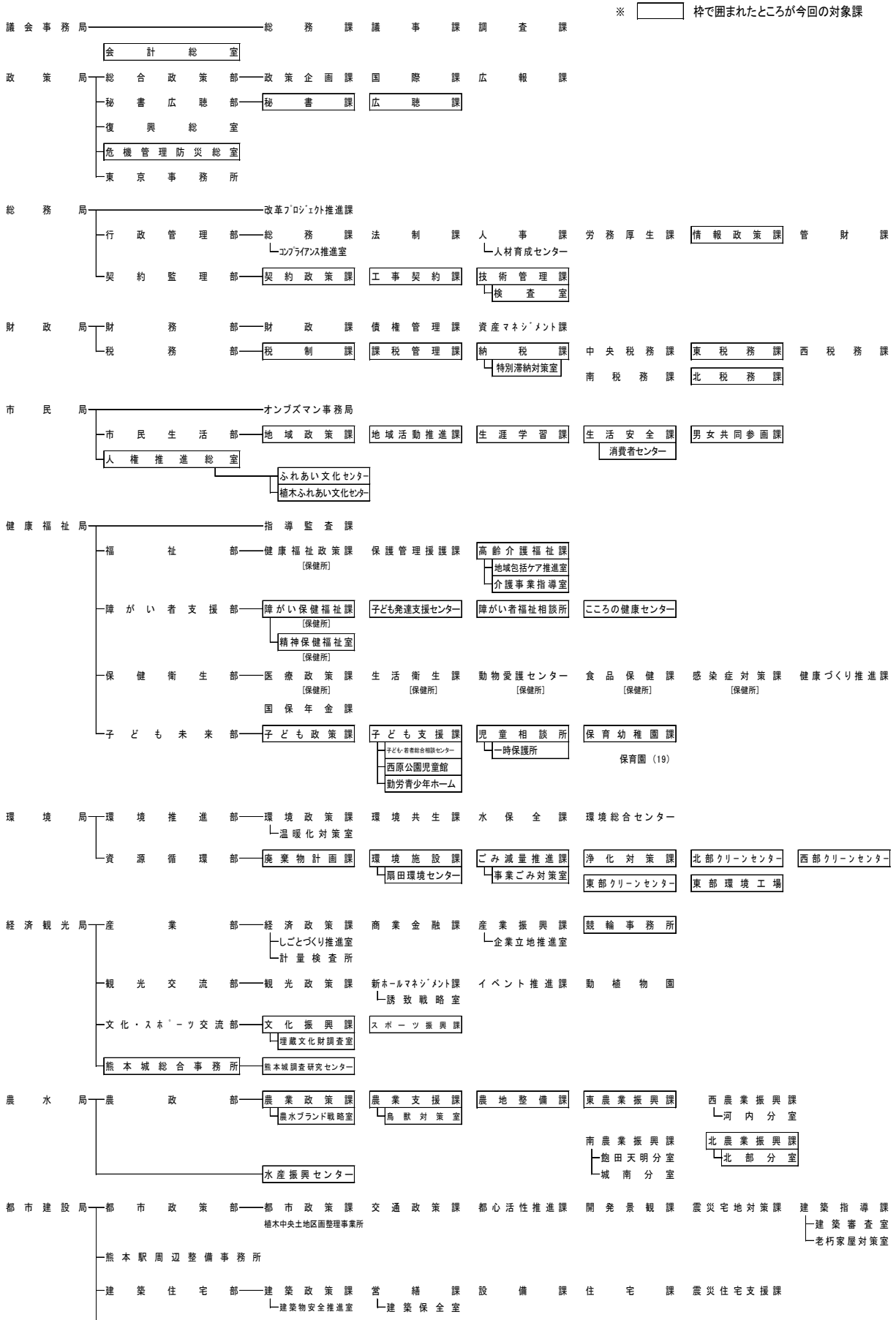
普通地方公共団体の事務は、法律や条例、規則、要綱等に基づき行われているが、それらの理解不足や、認識不足等から、事務ミスが発生することもある。このことから、過去の担当者の経験則等を加筆したマニュアルが存在することで、事務処理の理解も深まり、当然、リスクへの対応にも繋がっていくものと考えられる。このように、マニュアルは事務処理上の重要なツールと位置付けられる。

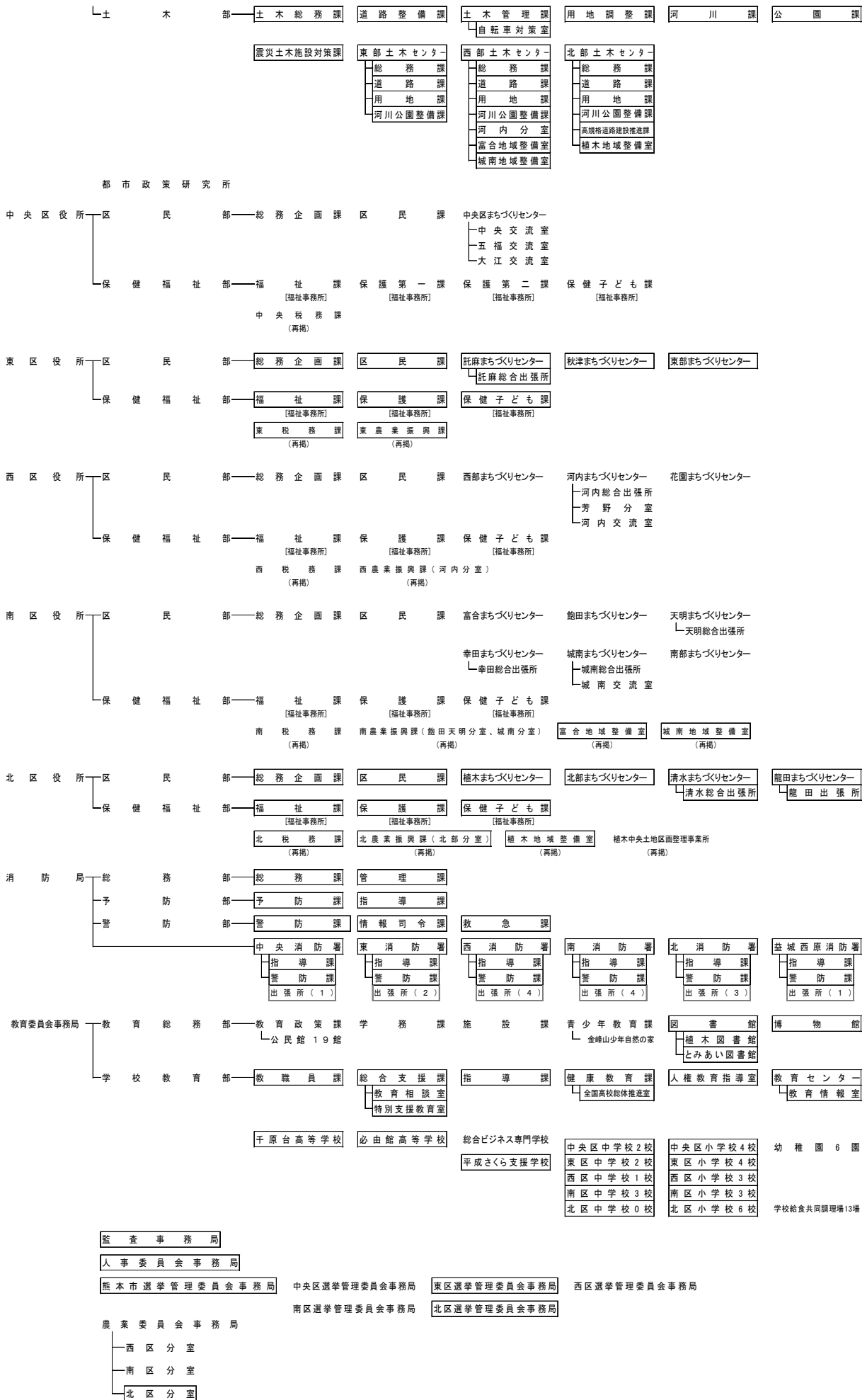
平成32年(2020年)4月からは都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することとされ、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の意見を付して、議会に提出することになっている。

今後、内部統制体制の整備に当たっては、その体制が、事務処理のミスや非効率を起こさないためのルールであること、また、全ての職員が主体的に取り組むことが必要であることを十分に認識し整備することにより、実効性のある体制となることを望むものである。

平成30年(2018年)9月30日現在

資料(1) 市機構図及び実地監査の対象部署





定期監査（工事）

1 監査の対象

(1) 監査対象局

都市建設局 営繕課、熊本駅周辺整備事務所、河川課、交通政策課、住宅課、植木中央土地区画整理事業所、震災住宅支援課、震災宅地対策課、震災土木施設対策課、西部土木センター（河内分室、富合地域整備室、城南地域整備室を含む。）、設備課、土木管理課、東部土木センター、道路整備課、北部土木センター（植木地域整備室を含む。)

(2) 監査対象工事等

今回監査の対象としたものは、平成29年(2017年)10月1日から平成30年(2018年)9月30日までに契約された工事請負及び工事に類する業務委託1,247件である。

このうち、契約金額が大きいもの、随意契約によるもの、契約変更を行ったものまた、熊本地震の影響による震災復旧関連のものなどを重点的に抽出・選定し、「工事監査実施一覧表」に掲げる83件の工事及び業務委託について監査を実施した。

2 監査の着眼点

別に定める監査等の着眼点に基づいて実施した。

3 監査の主な実施内容

監査に当たっては、工事及び委託の計画、設計、積算、契約、施工などが適正に行われているかについて書類を審査し、関係職員に質問するなどの方法で実施した。

4 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査事務局

(2) 監査の日程

平成30年(2018年)11月30日から平成31年(2019年)3月1日まで

5 監査の結果

○都市建設局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

〔指摘事項1〕 契約変更に係る事務要領の改訂について：営繕課、設備課

工事名 熊本地震に伴う東部交流センター復旧工事（その2）

工事期間 平成30年(2018年)2月20日から平成30年(2018年)7月11日まで

本工事は、熊本地震によって被災した東部交流センターの建物、屋外埋設配管及び外構などの復旧を行うための工事である。

本来、工事請負契約において工事内容の変更（追加工事等）を行う場合には、建設業法の規定に基づき、変更内容と新たな契約金額を定めた変更契約を締結しなければならない。

しかしながら、本工事においては契約後、屋外給水管の復旧工事という新たな工事項目を追加していたにもかかわらず、これを含めた増減の合計額が僅少と判断したことから、受注者との協議を行い協議記録（数量増減表等）の作成を行うことで、契約変更は行わず工事を完了した。

これは、屋外給水管などの設備工事に関して具体的事務要領を定めていたものの、その内容の一部が建設業法の規定と異なり、変更項目ごとの金額や増減額の合計など主に金額のみに着目したもので、これらが僅少の場合については契約変更を行わず、協議記録の作成のみで工事内容の変更を行うこととしており、これにしたがって処理したことによるものであった。

請負金額と工事内容とを明記した契約書と設計図書本来の目的と役割に照らし、工事途中において工事内容の変更が生じた場合には、たとえ契約金額の変更の必要が認められない場合にあっても、契約上の争いを回避し、手戻りのない計画的な工事を行うため、契約変更を行うべきであった。

ついては、工事内容の変更に係る既存の事務要領に関し、契約変更の要否を判断するための基準など、建設業法の関係規定の趣旨に沿った内容に改めることで一層の事務改善を図られたい。

資料

工事監査実施一覧表

都市建設局

No	課 名	工事（業務）名	契約金額 (単位：円)
1	営繕課	川尻公会堂耐震その他改修工事（その3）	150,120,000
2	営繕課	熊本地震に伴う秋津まちづくりセンター及び東部まちづくりセンター（本館）復旧工事（その2）	97,673,492
3	営繕課	熊本地震に伴う北部体育館外1施設復旧工事	128,352,600
4	営繕課	熊本地震に伴う東部土木センター復旧工事（その3）	32,184,000
5	営繕課	熊本地震に伴う東部交流センター復旧工事（その2）	28,296,000
6	営繕課	熊本地震に伴う飽田まちづくりセンター復旧工事（その4）	43,740,000
7	営繕課	熊本地震に伴うふれあい文化センター復旧工事（その4）	6,210,000
8	営繕課	熊本地震に伴う天明ホール復旧工事	67,597,200
9	営繕課	熊本地震に伴う熊本市障がい者福祉センター希望荘災害復旧及び耐震補強工事	61,689,600
10	営繕課	南部浄化センター管理棟耐震補強工事（その4）（2933工区）	49,356,000
11	営繕課	熊本市子ども文化会館吸収式冷温水発生機2号機熱交換器取替工事	5,680,800
12	営繕課	南部在宅福祉センター外壁劣化度調査及び外壁改修設計業務委託	2,365,200
13	営繕課	消防局中央消防署広域防災センター外19施設自家用電気工作物保安管理業務委託	5,588,352
14	営繕課	城南まちづくりセンター外3施設空調設備保守点検業務委託	1,134,000
15	熊本駅周辺整備事務所	都市計画道路 上熊本法成寺線道路改良工事（その2）	11,487,907

16	熊本駅周辺整備事務所	都市計画道路 熊本駅城山線道路築造工事【ＪＲ近接】	71,571,600
17	熊本駅周辺整備事務所	熊本駅白川口（東口）駅前広場シェルター（上屋）実施設計業務委託	20,025,000
18	熊本駅周辺整備事務所	熊本都市計画道路事業３・３・９号池田町花園線外２線建物等調査業務委託（その１）	9,048,560
19	熊本駅周辺整備事務所 鉄道高架関連整備室	都市計画道路 鹿児島本線側道７号線道路改築工事【ＪＲ近接】	40,925,718
20	河川課	都市計画事業 坪井川第３排水区雨水調整池築造工事（第１期）	454,449,773
21	河川課	都市計画事業 鶯川第２排水区外１地区地質調査業務委託	11,658,513
22	交通政策課	植木駅周辺整備事業建物等調査業務委託	1,274,400
23	住宅課	平成２８年熊本地震災害楠団地６棟外５棟屋外階段屋根復旧工事（その２）	98,178,818
24	住宅課	野越団地外風呂設備新設工事	7,756,560
25	住宅課	楠団地１Ｃ－２０棟外１棟外壁改修工事（その２）	104,403,600
26	住宅課	栄第一団地ＫＤ－１３棟外２棟屋上防水改修工事	16,734,600
27	住宅課	月出団地２Ｃ－１棟畳取替工事	6,112,800
28	住宅課	四方寄団地９棟外３棟解体工事	12,032,280
29	植木中央土地区画整理事業所	都市計画道路 小町通り線道路整備工事	47,169,000
30	震災住宅支援課	（仮称）白藤災害公営住宅建設に伴う杭地業その他工事（その２）	153,889,200
31	震災住宅支援課	（仮称）大江災害公営住宅建設に伴う杭地業その他工事	107,028,000
32	震災住宅支援課	（仮称）秋津災害公営住宅建設設計業務委託	23,122,800
33	震災住宅支援課	（仮称）塚原災害公営住宅周辺建物等事前調査業務委託	1,967,859

34	震災宅地対策課	宅地被害基礎調査業務委託（地質調査）	2, 192, 623
35	震災土木施設対策課	秋津町第 1 号排水路災害復旧工事（その 2）	20, 074, 133
36	震災土木施設対策課	市道 杉島御船手第 1 号線外 3 路線災害復旧工事	20, 970, 118
37	震災土木施設対策課	災害関連地域防災がけ崩れ対策工事（その 1 2）	58, 860, 000
38	震災土木施設対策課	災害関連地域防災がけ崩れ対策（法面）工事（その 2 0）	40, 712, 760
39	震災土木施設対策課	主要地方道 熊本玉名線（京町 1 丁目工区）法面災害復旧及び対策工事（その 2）	119, 340, 000
40	震災土木施設対策課	市営南部中央団地外 5 団地外構災害復旧工事	24, 267, 600
41	震災土木施設対策課	秋津町秋田地内地質調査業務委託	12, 119, 821
42	西部土木センター	主要地方道 熊本高森線（桜町工区）道路改築工事	100, 386, 000
43	西部土木センター	主要地方道 熊本玉名線（岳工区）道路改良工事（その 3）	84, 186, 000
44	西部土木センター	主要地方道 熊本玉名線（岳工区）道路改良工事（その 2）	90, 126, 000
45	西部土木センター	市道 護藤町第 1 4 号線外 1 路線道路改良工事	47, 837, 520
46	西部土木センター	温泉地区排水機場発電機オーバーホール工事	7, 020, 000
47	西部土木センター	国道 5 0 1 号（飽田バイパス）無田口転倒堰製作据付工事	3, 510, 000
48	西部土木センター	主要地方道 熊本玉名線（上熊本工区及び花園工区）舗装補修工事	31, 456, 080
49	西部土木センター	熊本駅前連絡通路（エレベータ・エスカレータ）部品取替工事	11, 340, 000
50	西部土木センター	大渡公園倉庫災害復旧工事	658, 800
51	西部土木センター 城南地域整備室	市道 阿高竹下線道路改良工事	16, 329, 600

52	西部土木センター 城南地域整備室	熊本都市計画道路事業 3・5・88 号パイン通 り線外 1 線建物等調査業務委託（その 3）	2,127,600
53	西部土木センター 河内分室	市道 河内町野出第 1 号線道路改良工事	57,541,332
54	西部土木センター 富合地域整備室	市道 志々水莎崎第 1 号線舗装打換工事	46,286,433
55	設備課	旧 NHK 熊本放送会館既存設備改修工事	15,303,600
56	設備課	託麻スポーツセンター太陽光発電システム設置 工事	16,491,600
57	設備課	熊本地震に伴う火の君文化センター機械設備復 旧工事	44,820,000
58	設備課	勤労者福祉センター冷暖房換気設備その他改修 工事	41,109,938
59	設備課	熊本市計量検査所冷暖房換気設備改修工事	14,353,200
60	設備課	植木健康福祉センター空冷チラー（No. 3） 改修工事	3,576,960
61	設備課	本庁舎議会映像配信システムデジタル化工事	34,992,000
62	設備課	水前寺野球場スコアボード装置改修工事	80,701,920
63	設備課	総合屋内プール映像表示設備改修工事	239,094,007
64	土木管理課	上熊本駅自転車駐車場整備工事【JR 近接】	37,682,324
65	土木管理課	白川自転車歩行者専用道路交通安全施設整備工 事（子飼橋～龍神橋）	14,527,701
66	東部土木センター	一般県道 益城菊陽線（小山工区）外側溝補修 工事	23,172,598
67	東部土木センター	市道 昭和町山ノ神 1 丁目第 1 号線歩道改良工 事（その 2）	32,165,670
68	東部土木センター	市道 東町第 2 号線外 1 路線道路改良工事	53,370,091
69	東部土木センター	大江歩道橋照明灯設置工事	4,811,573

70	東部土木センター	市道 水前寺 1 丁目水前寺 5 丁目第 1 号線舗装打換工事（3 工区）	43,953,967
71	東部土木センター	水前寺江津湖公園サイクリングロード施設整備工事	30,848,915
72	道路整備課	熊本市横断歩道橋点検及び長寿命化修繕計画策定業務委託	20,487,600
73	北部土木センター	主要地方道 大津植木線上り工区道路改良工事	198,163,455
74	北部土木センター	上立田第 2 号排水路外改良工事【J R 近接】	40,588,537
75	北部土木センター	貢町地内法定外道路改良工事	16,092,000
76	北部土木センター	一般県道 花園インター線道路付属物設置工事（その 2）	9,720,972
77	北部土木センター	ちびっこ公園施設改修工事	5,273,231
78	北部土木センター	主要地方道 大津植木線道路照明灯設置工事	32,400,000
79	北部土木センター	市道 上通町上林町第 1 号線舗装補修工事	44,999,829
80	北部土木センター	主要地方道 大津植木線農業用施設（さく井）工事	26,405,722
81	北部土木センター 植木地域整備室	市道 植木～古閑線（3 工区）道路改良工事	15,800,353
82	北部土木センター 植木地域整備室	上古閑跨線橋外 1 橋補修設計業務委託【J R 近接】	11,225,977
83	北部土木センター 植木地域整備室	小野泉水公園トイレ及び東屋屋根葺き替え工事	2,121,120
	計	83 件	3,830,421,512